経済産業省　環境省

資料３

ＧＸ実現に資する排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書（案）の概要

2024年10月18日

経済産業省　GXグループ　環境経済室

環境省　大臣官房　環境経済課

これまでの検討と報告書（案）

- 本研究会では、これまで４回に渡り、**ＥＵ等の排出量取引制度**及び**国内のカーボン・クレジット（J-クレジット等）**を、**我が国の法体系にあてはめた場合の法的論点を抽出**した上で、**学術的・実務的な観点から考え方を整理**した。
- 上記整理を踏まえ、資料４の通り**報告書（案）のとりまとめ**を行ったところ、内容につきご意見を賜りたい。
- なお、９月３日に排出量取引制度の具体案について検討を行う**「カーボンプライシング専門ワーキンググループ」**が設置されたところ、今後、本報告書も踏まえ、論点整理が行われる予定。その後、**本研究会においても当該論点整理についてご議論いただきたい**が、その方針について、ご異論ないか。

第１回　５月17日
- 排出量取引制度に係る憲法上の論点

第２回　６月５日
- 排出量取引制度に係る憲法上の論点とその考え方
- 排出量取引制度に係る行政法上の論点

第３回　７月22日
- 排出量取引制度に係る行政法上の論点とその考え方
- 排出枠に係る民事法上の論点

第４回　８月21日
- 排出量取引制度に係る民事法上の論点とその考え方
- 排出枠の市場取引に係る法的在り方に関する論点

排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書（案）

第１　検討の前提
第２　憲法上の論点
第３　行政法上の論点
第４　民事法上の論点
第５　排出枠の市場取引に係る法的在り方に関する論点
第６　会計上の論点

憲法上の論点

憲法上の論点についての概要

１．営業の自由（憲法22条１項）

排出量取引制度の制度設計については専門技術的かつ政策的な判断が必要となり、**立法裁量は広範**と考えられ、**規制の態様、制約の程度等を考慮して、それに応じた合理性を確保**することで、**基本的には、営業の自由を侵害するという判断はなされない。**

２．平等原則（憲法14条１項）

営業の自由における議論と同様、**立法裁量が広範**であることを前提に、基本的には、**目的との関係性にも照らして、合理的な理由に基づく別異取扱いを排出量取引制度の中で行うことは、平等原則に反しない。**

３．財産権（憲法29条１項･２項）

①**財産権の内容形成**の問題について、**排出枠の性質や市場安定化措置の目的**等に鑑みれば、その**制度設計の段階において、市場安定化措置を設けたとしても、基本的には問題は生じない。**

②**事後的な制度変更**の問題について、**排出枠が政策目的のために人為的に設けられた財産権**であり、**将来の社会変動に応じて変更されることを織り込んでいるという性質**も踏まえると、**制度変更に一定の合理的な理由**があり、**予見可能性を確保**する等の配慮を尽くす限りは、**基本的には、財産権を侵害しない**と考えられる。

４．その他の課題

- **租税法律主義との関係**
  排出量取引制度においてオークションによる排出枠の割当てを導入するにあたっては、**判例（旭川市国民健康保険判決）**の判断基準を参考としつつ、**租税法律主義（の趣旨）が及ぶといえるのか**、また、**法律においてどの程度具体的にオークションによる排出枠の割当てとそれに伴う金銭の納付に関するルールを定めておくべきか**といった問題を検討する必要がある。
- **条例による排出量取引制度との関係**
  東京都や埼玉県における条例に基づく排出量取引制度と法律の制度として導入が予定される全国レベルでの排出量取引制度とでは制度の**対象範囲の重なり合いが生じることが予想**されるが、条例による排出量取引制度が法律による排出量取引制度、すなわち「法律の範囲内」といえるかを**判例（徳島市公安条例判決）の枠組みに照らし、整理**される必要がある。

排出量取引制度の目的

- 制度の合憲性を判断するにあたっては、問題となる規制の目的や目的と規制手段の関連性が問われることとなる。
- **排出量取引制度の目的**は、諸外国をみると**経済効率的な温室効果ガスの削減**とされることが多い。
- 我が国の法体系、すなわち、**将来的なカーボンプライシングの導入等を規定した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」**では、その**目的を「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため」としている**ことから、この目的に沿った制度とする必要がある。

GX推進法の目的

（目的）
第一条　この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料採取者等に対する賦課金の徴収及び特定事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、（中略）もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「脱炭素成長型経済構造」とは、産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造をいう。

行政法上の論点

行政法上の論点についての概要①

１．排出枠償却義務及び排出枠の行政法上の位置付け

排出量取引制度は、**温室効果ガスの排出を抑制**しつつ、**排出枠を割り当てて民事法上取引可能な地位を付与**するという**複合的な性格を有する制度**である。このような複合的な性格を有する制度において必要となる規制の内容を具体的に検討した上で、**当該規制のある部分が結果的に許可制の性格を有する**のか、**他の部分が行為義務の性格を有する**のかを検討、整理することが重要になると考えられる。このように、**対象事業者の排出行為に着目した許可制**と**排出枠の償却に着目した行為義務**とを、**二者択一的に考える必要はなく、排出量取引制度は、両者の性質を有したもの**とする考え方もあり得る。

２．対象事業者に対する権利救済・権利保護手続等の確保の在り方

- **抗告訴訟の対象となる行為**
  ①排出枠の割当総量・割当方法を定める割当基準の策定、②無償割当量の決定・割当て、③実効性確保措置の決定等の行為のうち、**②及び③の行為は、対象事業の権利義務を形成するものであり、処分性が認められる**。他方、**①の行為は、それによって個々の対象事業者の権利義務が具体的に形成、確定することにはならないため、処分性は認められない**。
- **不服申立前置主義や特別な不服申立制度の要否**
  行政庁に認められる**裁量の範囲が小さくなる**のであれば、第三者機関による専門技術的な審理を行わせる必要性は低く、**不服申立前置主義や特別な不服申立制度を採用する必要はない**。
- **割当基準策定に係る事前手続**
  割当基準の合理性・公平性を担保するためには、各業種の利益を代表する者や専門家から意見聴取が必要になるため、**意見公募手続や審議会等により様々な意見を取り入れることが重要**である。また、実際に策定された割当基準にそれぞれの意見がどのように反映されたのかということが明らかになるよう、**透明性が確保された形で割当基準の策定を行うことが望ましい**。

行政法上の論点についての概要②

３．行政処分の在り方、執行上の法的留意点

- **排出枠の無償割当量の決定・割当に認められる裁量の範囲**
  対象事業者間の公平性を確保する観点及び**行政庁による事務的なコストを低減させる観点**からは、対象事業者からの申請内容を割当基準に当てはめて、**できる限り非裁量的に割当量を決定**し、割当を実施することが可能な形としておくことが望ましい。
- **第三者認証・検証位置付け**
  行政庁は、**第三者機関の認証・検証結果を踏まえて排出枠の無償割当量・償却義務量の決定を行う**ことになるが、最終的な決定主体が行政庁であることを踏まえると、**行政庁が第三者機関の認証・検証結果に拘束されないような仕組み**にすることが必要。

４．制度の実効性確保の在り方

排出量取引制度が事業者に対する経済的なインセンティブの付与を通じて温室効果ガスの削減を図り、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進する制度であることを踏まえると、償却義務の不履行に対して、**償却されなかった排出枠の価格に比例した不利益（例えば、課徴金）を課すことが、義務履行の実効性確保の観点から有効な手段になる**と考えられる。

５．Ｋ－ＥＴＳにおける排出枠の割当方法からの学び

Ｋ－ＥＴＳでの制度開始時における多数の異議申立て等を考慮すると、我が国では、制度運用の実績や制度を運用する行政庁及び対象事業者の知見・経験が不十分な中で、**制度開始当初から、排出枠の総量を厳格に設定し、対象事業者間で分配する制度設計では、対象事業者間の競争条件への懸念等から、数多くの訴訟提起の可能性を惹起し、制度の信頼性が担保されなくなるおそれ**があると考えられる。こうした点に留意して排出量取引制度の信頼性及び法的安定性を担保するような制度設計が必要である。

６．その他の課題

対象事業者から取得する**情報の開示**について、どの範囲で、どの程度行うかやＳＨＫ制度と排出量取引制度に基づく排出量の算定・報告等、対象事業者の**規制対応コストへの配慮**も必要となる。

【再掲】ＥＵ－ＥＴＳ・Ｋ－ＥＴＳにおける主要な行政行為等の手続イメージ

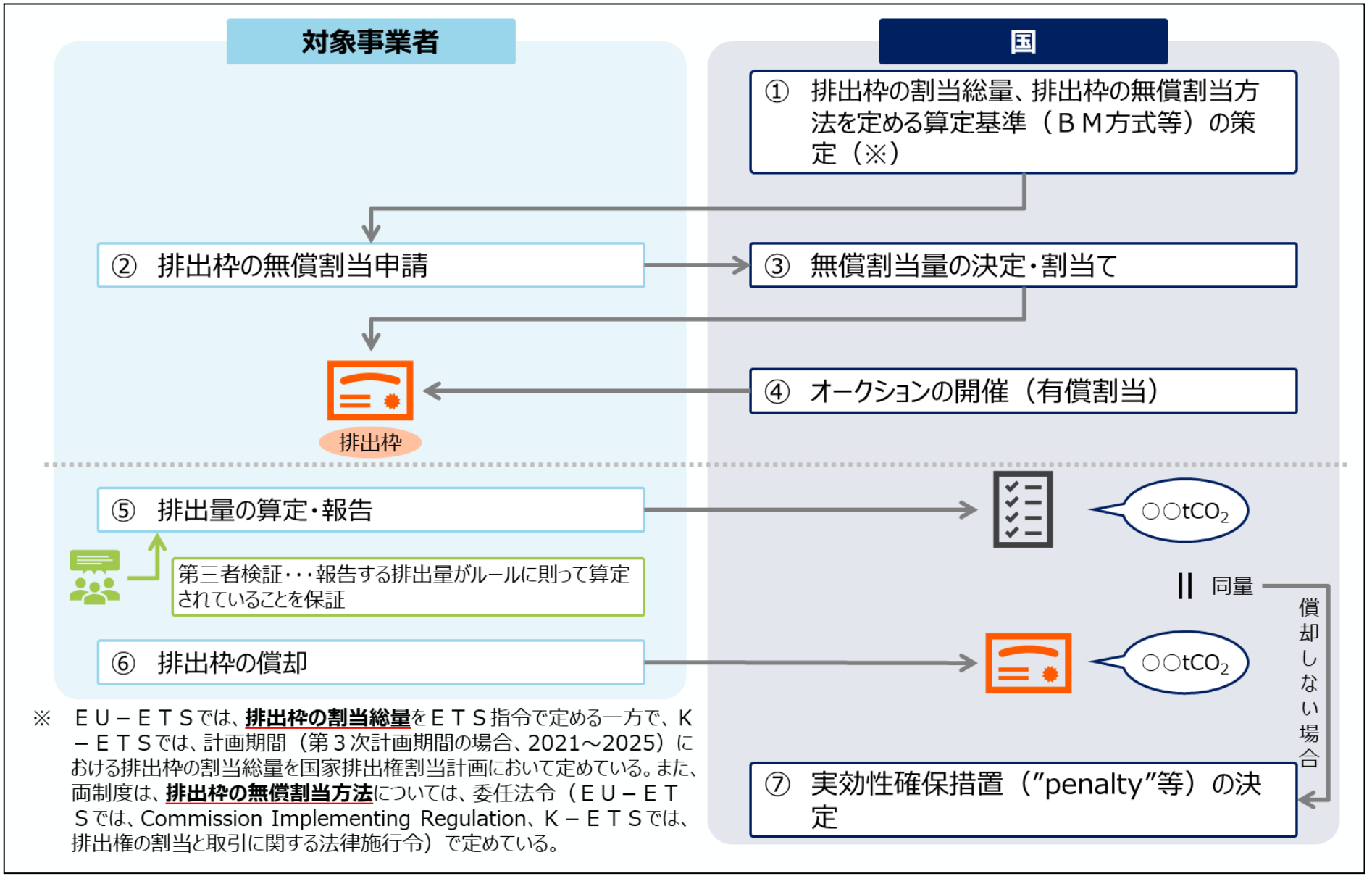

※ ＥＵ－ＥＴＳでは、**排出枠の割当総量**をＥＴＳ指令で定める一方で、Ｋ－ＥＴＳでは、計画期間（第３次計画期間の場合、2021～2025）における排出枠の割当総量を国家排出権割当計画において定めている。また、両制度は、**排出枠の無償割当方法**については、委任法令（ＥＵ－ＥＴＳでは、Commission Implementing Regulation、Ｋ－ＥＴＳでは、排出権の割当と取引に関する法律施行令）で定めている。

【再掲】第三者「認証」及び第三者「検証」のイメージ

第三者「認証」の手続イメージ

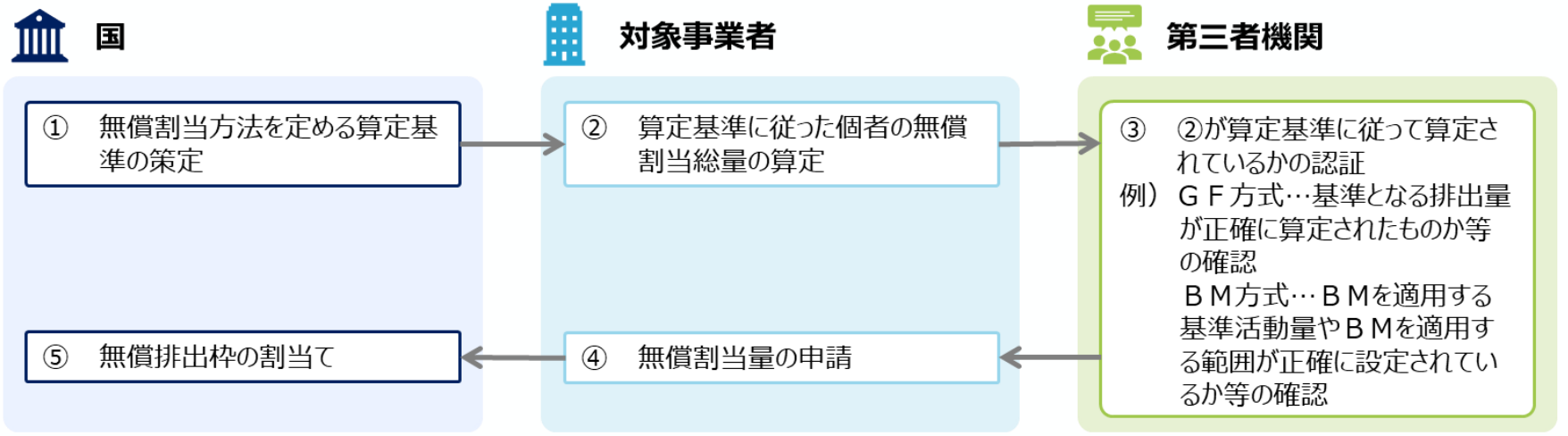

第三者「検証」の手続イメージ

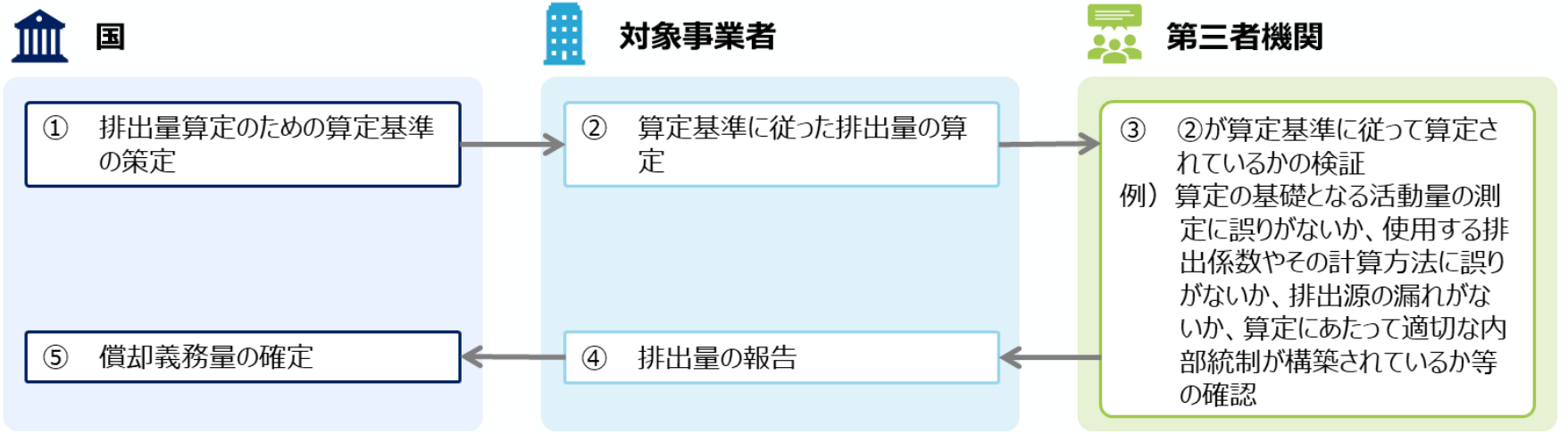

民事法上の論点

民事法上の論点についての概要①

１．排出枠の民事法上の性質

- **排出枠の民事法上の性質を検討する上での前提**
  排出枠の民事法上の性質を検討する前提として、排出枠に係る権利の構造をどのように捉えるかが問題となるところ、排出枠に関する登録簿の記録と実体的な権利の関係についての代表的な考え方として、**振替証券モデル**と**暗号資産モデル**がある。
  また、排出枠の代替性の有無に関して、**排出枠にシリアル番号が付される場合、これを排出枠に係る権利の非代替性の表れと捉える**のか、それとも、**シリアル番号付与の如何にかかわらず、排出枠は代替性を有する権利であると考えるのか**という問題もある。いずれの整理に依るかによって、関連する論点（例えば、意思表示に瑕疵がある場合における第三者保護のあり方等）での考え方にも影響が及び得る。

- **排出枠に係る実体的な権利の民事法上の性質**
  排出枠に係る権利の内容・実質は、排出枠の保有者において、**①保有する排出枠を国に対して償却することにより、公法上の義務を履行できるという地位**及び**②第三者に対して排出枠を譲渡することができる利益を有するという点**にあるものと考えられる。かかる地位及び利益は、**債権とも物権とも明言し難いことから、いずれにも該当しない「財産権」として整理するという方向性**も十分に考えられる。
  もっとも、排出枠に係る実体的な権利を民事法上の財産権と性質決定したとしても、そのことから、**排出量取引制度をめぐる民事法上の課題の全てについて解決を演繹的に導き出すことはできない。**民事法上の課題を検討する上では、排出量取引の特徴やそれに対する社会的要請を十分に考慮して、**排出量取引の実態に適合した法的解決を導くことができるよう、法的規律を設計する必要**がある 。

民事法上の論点についての概要②

２．排出枠の取引に関する規律の在り方

- **権利帰属、移転の効力発生要件・排出枠の流通を確保するための枠組み（保有の推定、善意取得）**
  排出枠には、固有のシステム上に電子情報が存在するのみで、当該電子情報に対応する券面は存在しないところ、類似の社債等振替法及び温対法においては、権利の帰属、移転の効力発生要件、保有の推定、善意取得に係る規定が設けられている。排出枠についても、登録簿上の電子記録に法的意味を持たせ、同様の規定を設けるべきと考えられる。

- **意思表示の瑕疵に関する規律（Ｐ17論点（１））**
  意思表示の瑕疵に関する規律については民法の規律に委ねず、**第三者保護の拡張を行うべき（重過失者の保護）**かが問題となるが、制度開始当初において、**動的安全の保護を重視すべきほど、排出枠の流動性が見込まれるか必ずしも明らかでないため**、社債等振替法と同様、排出量取引制度においても**第三者保護規定に係る主観的要件の緩和（無重過失者の保護）は行わない**（民法の規律及び解釈に委ねる）という方向で検討することも十分に考えられる。

- **真正な保有者による記録上の名義人に対する返還請求、口座管理者に対する記録の訂正請求（Ｐ17論点（２））**
  登録簿上の記録を基準に権利の帰属・移転を規律する場合、例えば、排出枠の取引において、排出枠の売買が当事者間の意思表示の瑕疵により取り消されると、**真正な保有者と記録上の名義人に齟齬が生じ得る**ことになる。このような場合、真正な保有者は、第三者である記録上の名義人に対して、排出枠の返還を請求することが考えられる。かかる請求の法的根拠としては、①財産権の侵害を理由とした**物権的な請求**として、**口座記録を準占有**として捉え、あるいは**真正な口座記録の回復のために、返還または妨害排除請求等を行う方法**、②口座記録を利得として捉えて**不当利得返還請求**による方法等が考えらるが、明文規定の要否も含め、検討すべき。

- **排出枠の代替性を前提とした場合の問題**
  排出枠においては、１ｔ毎にシリアル番号が付されることが想定されており、理論上は、シリアル番号の存在によって転々譲渡された排出枠を識別することが可能となるが、**シリアル番号の違いによって個々の排出枠の性質が変わるものではない**ことから、シリアル番号にかかわらず、**取引対象とされた排出枠や有効に保有していた排出枠の「量」に着目すること**も十分に考えられる。

民事法上の論点についての概要③

２．排出枠の取引に関する規律の在り方

- **瑕疵ある意思表示により移転された排出枠の償却の効力（Ｐ17論点（３））**
  排出枠の売買が意思表示の瑕疵により取り消された場合において、真正な保有者ではない記録上の名義人が当該排出枠により償却義務を履行した場合、当該償却の効果をどのように考えるかが問題となるが、**行政庁において、償却義務を履行した者が真正な保有者であるか否かを調査・判断することは困難**であると考えられ、**真正な保有者について紛争が生じている場合、排出枠の償却義務が履行されたのか否かという点を含め解決に時間を要する**ことから、一度償却が行われた場合には、行政庁の主観的要件を問題とせず、**当該償却が真正な保有者により行われたものか否かにかかわらず一律に有効と考え、事後的に償却の効果を覆すことはできないという制度設計**とすることが考えられる。

- **過剰に割り当てられた排出枠の処理（Ｐ18論点（４））**
  排出枠の無償割当に際し、**行政庁が誤って過剰に排出枠の割当を行う**という事態が生じることも想定され、この場合、**行政庁が当該過剰な無償割当を職権により取り消す**ことが考えられる。このような場合において、**排出枠に係る取引の安全、信頼を保護**するため、無償割当の取消しによりかかる取引に影響を及ぼすことは望ましくない。そのため、過剰な無償割当が取り消された場合には、当該過剰な無償割当を受けた者に対して、過剰に割り当てられた無償割当と同量の排出枠を行政庁に対して返還する義務を課す、又は、過剰に割り当てられた無償割当と同量の排出枠について排出量取引制度上の排出枠の取消処理を行う義務を課す等の方法により処理することが考えられる。こうした処理は、職権取消しに関する一般的な考え方を踏まえ、**当該取消しの効果は原則として第三者に及ばないものとして処理されるもの**とも考えられる。もっとも、排出量取引制度全体としての安定性や明確性の観点から、当該取消しの効果が第三者に及ぶ（及ばない）のかといった点も含めた過剰割当の場合の規律について、**法律に明文の規定を設けることも考えられる**。その際には、取消しの効果を第三者に及ぼすべき場合や、逆に、過剰な無償割当を受けた者を保護するべき場合があるかを、さらに検討する必要があると考えられる。

民事法上の論点についての概要④

3．既存法令との関係

- **民法（担保権）に関する事項**
  排出枠を財産権として性質決定した場合には、**原則として排出枠が担保権（質権）の客体となる**という帰結が導かれる。他方、**温対法においては、算定割当量に対する質権の設定を明文で禁止**しているが、**温対法の禁止の背景が必ずしも妥当しない**こと、**企業体における財産権の有効活用という観点**、及び担保権は極めて重要な意味を持つということから、法律の明文規定による質権設定の禁止という強い制限を課することは避け、**折衷的な設計**とすることも十分に考えられる。すなわち、排出枠に対する質権設定に関しては、行政コスト等を踏まえて、**質権設定のための口座を設けない設計としつつ、法律の明文で積極的に禁止することはしないという設計**があり得る。質権設定の可否及び制度設計については、上記のような観点も踏まえて慎重に検討する必要があると考えられる。

- **民事執行法に関する事項**
  排出枠を財産権としての性質を有するものと考える場合、排出枠は、譲渡可能な財産として保有者の責任財産を構成するため、**原則として差押えの対象**となる。現行の民事執行法上は、債務者の生活保障等の観点から、一定の財産について差押えが禁止されているところ、排出枠は、現行法上の差押禁止財産に類似する性質のものではなく、**現行法上採用されている禁止の趣旨が妥当しないため、差押禁止財産とすることには慎重な検討が必要**となると考えられる。なお、**排出枠について差押禁止財産としない場合**、差押えの対象となった排出枠について、**移転や償却についての処分制限の規定を設けること**や、**当該排出枠が処分制限を受けていることを識別することができるよう登録簿上で記録を行うこと**等、排出枠の差押えに係る**規律の在り方についても検討を要する**ものと考えられる。

- **破産法に関する事項**
  排出枠を財産権としての性質を有するものと考える場合、**排出枠は、保有者の責任財産を構成するため、原則として破産財団に組み込まれ、破産管財人に排出枠の管理処分権が専属**することとなる。現行の破産法制との整合性の観点からは、排出枠について**一律に破産管財人による処分を禁止することについて説明が困難**であると考えられる。なお、処分の禁止ができないとしても、破産管財人に善管注意義務が課されることから、償却義務の履行を期待できるとの指摘があったが、破産管財人がどのような行動をとるべきかは幅があり得るという指摘もなされた。

4．その他の課題

- 排出量取引制度における償却義務の確実な履行のため、コミットメントリザーブの仕組みを導入することも考えられるところ、**コミットメントリザーブは対象事業者による取引を制限するものであることから、市場の流動性確保の観点にも留意し、慎重に検討することが必要**となる。

【再掲】排出枠の取引に関する規律①（想定される規定）

- 排出枠の帰属は、**口座簿上の記録により定まるものとすることが想定**されるところ、その**取引に関する規律**はどのように考えるべきか。
- **権利帰属、効力発生要件、保有の推定、善意取得（以下「取引に関する規律」という。）**が温対法上、ＪＣＭクレジットに関し規定されているが、**排出枠についても、同様の規定をおくことが考えられる**のではないか。

ＪＣＭクレジット（国際協力排出削減量）に関する温対法（令和8年1月1日施行時点）上の規定

（国際協力排出削減量の帰属）
第四十八条
国際協力排出削減量の**帰属は**、この章の規定による**国際協力排出削減量口座簿の記録により定まる**ものとする。

（国際協力排出削減量の譲渡の効力発生要件）
第五十三条
国際協力排出削減量の**譲渡は**、前条の規定に基づく振替により、**譲受人がその口座に当該譲渡に係る国際協力排出削減量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない**。

（保有の推定）
第五十六条
政府は、その政府**保有口座における記録がされた国際協力排出削減量を適法に保有するものと推定**する。
２　前項の規定は、法人等保有口座名義人について準用する。
この場合において、同項中「政府保有口座」とあるのは、「法人等保有口座」と読み替えるものとする。

（善意取得）
第五十七条
第五十二条の規定に基づく振替によりその**口座において国際協力排出削減量の増加の記録を受けた政府又は法人等保有口座名義人は、当該国際協力排出削減量を取得**する。
ただし、政府又は法人等保有口座名義人に**悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない**。

【再掲】排出枠の取引に関する規律②（事例Ⅰ）

- 以下の事案において、９頁における**取引に関する規律を措置することを前提**に制度設計上、留意が必要と考えられる以下の論点につきどのように考えるべきか。
- 以下の論点以外に制度設計上、検討・措置すべきものはあるか。

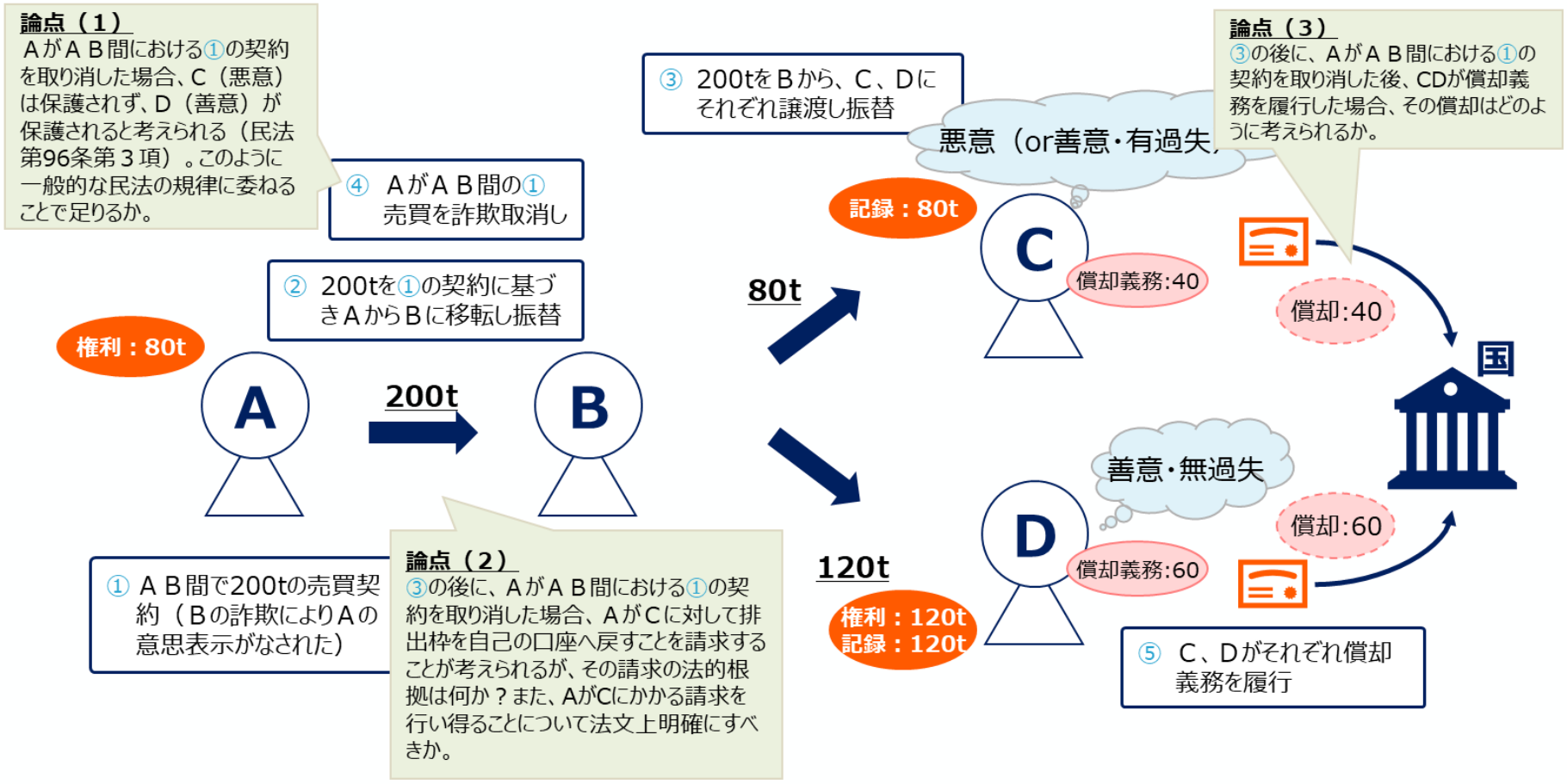

【再掲】排出枠の取引に関する規律③（事例II）

- 論点（４）について、行政庁が無償割当の量を誤って過剰に割り当てた場合、当該**無償割当を取り消す**ことが考えられる。取り消した場合、９頁における取引に関する規律を措置することを前提に、**排出枠はどのように処理されるべきか**。
- AとBとの関係では、一度割り当てられた排出枠に対する信頼を保護するため、その**取引に影響を与えるべきではない**と考えられる（なお、Bが悪意の場合にどのように考えるべきかは論点）。他方、行政庁とAとの関係では、**誤って割り当てた排出枠と同量の排出枠について取消しを行う等何らかの措置が必要**ではないか。
- 例えば、**行政庁が排出枠を職権で取消し**、Bには取消しの効力を及ぼさず、**Aに同量の排出枠の返還請求**をすることや、**一度割り当てられた排出枠を有効なものとして制度上扱い**、**Aに対して同量の排出枠の取消義務（排出枠を国に提出させ、当該排出枠を今後使用できないこととすること）を負わせる**ということも考えられるか。

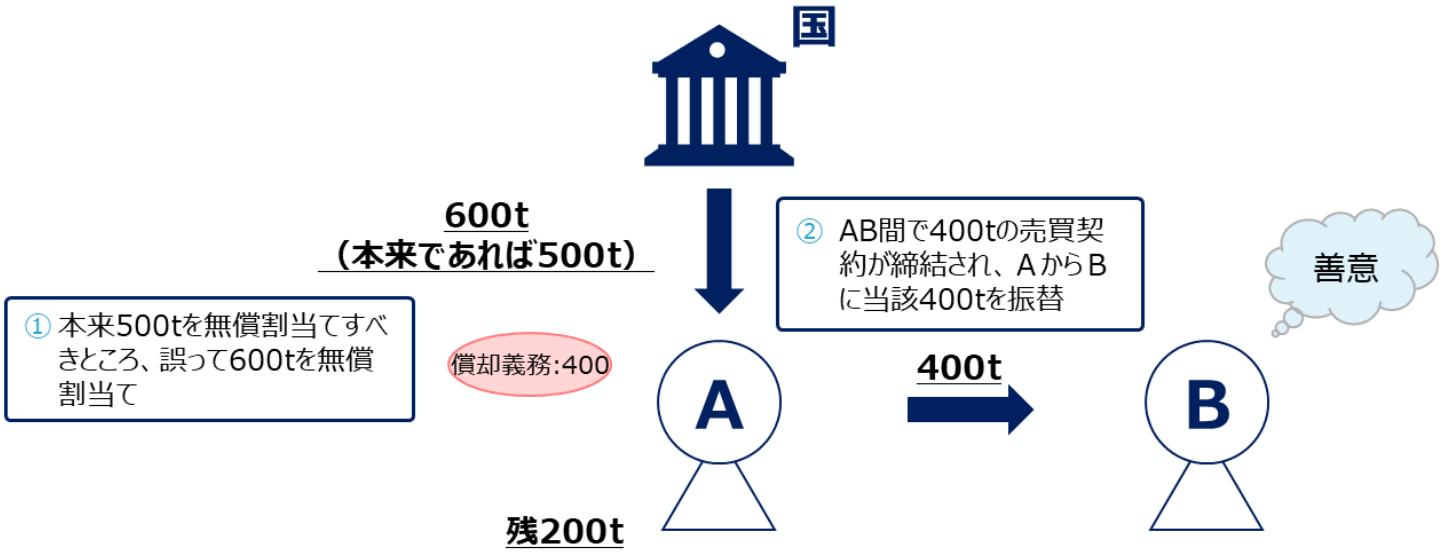

排出枠の市場取引に係る法的在り方に関する論点

排出枠の市場取引に係る法的在り方に関する論点についての概要

１．取引業者・仲介業者への規律の在り方

現物取引を行う市場を想定すると、当該市場に参加するのは、対象事業者が中心であり、取引の流動性を高める観点から、金融機関等、**業者（プロ）による取引市場になる**ものと考えられる。現物取引を行う市場をこのように業者（プロ）による取引市場として想定する場合、**市場参加者の保護の必要性は相対的に低い**といえるため、取引業者や仲介業者に対する業規制（参入規制、行為規制）までは必要ないと考えることも可能。この場合、**当該市場への参加資格については、取引所規程等において規定すれば足りる。**

２．排出枠取引所への規律の在り方

公正な炭素価格の形成に資する一定の自主規制等を課すため、**開設に際して排出量取引所の運営者に認可等**を求めることが、現物取引・デリバティブ取引を問わず、いずれにせよ**必要**。また、**現物取引**については**実需に基づく公正な価格形成を促す観点**からは、**取引注文ができるだけ一か所に集まるように取引所集中義務を課すべき**であると考えられる。

３．不公正取引への対応の在り方

- **相場操縦等の禁止**
  市場で**公正な炭素価格を形成するとの目的**に照らせば、**相場操縦に関する規制を適用することは必須の前提条件**であり、市場取引を設けることと不公正取引を禁止することは一体のものであることからすれば、相場操縦行為の禁止は設けられるべきと考えられる。
- **インサイダー取引規制**
  排出枠については、**株式等と同じ意味での発行者が存在しないこと等からすれば、規制にそぐわない**との考え方がある一方で、**未公表の重要事実は存在**し、**ＥＵでは、排出枠に関するものを含めインサイダー取引規制が導入**されていること等から我が国の排出量取引制度についても**インサイダー取引規制を設けなければ国際的に見劣りがするのではないかとの懸念を指摘**する声もあった。
- **規定の形式の在り方**
  電力の取引については法令ではなく取引所の業務規程等上でインサイダー取引規制が行われているところ、**貯蔵が性質上困難であり、需給に関する情報が価格に与える影響が大きい電力ですら、法令上にインサイダー取引規制が定められていない**ことを踏まえれば、排出枠の取引についても、**取引所の業務規程等で規定することでも足りる**とも考えられる。

【再掲】海外制度における取引市場の状況

- **ＥＵ**では、**幅広い主体に**口座の開設及び**取引所取引への参加を認めており**、EU-ETS上の**排出枠は「金融商品」にも該当**し、様々な規制が及ぶ。
- **韓国**では、**取引所取引への参加を限定**。今後、参加者を拡大していく方針。

制度	口座開設が認められている者	排出枠取引所	取引所取引の参加者	取引業・仲介業に関する規制	不公正取引への対応
EU-ETS（EU）	制度対象者、非制度対象者が開設可能。外国法人については、加盟国により様々。	EEX ICE（主にデリバティブ） Nasdaq Oslo ※ 二次市場のシェアは、ICEが85%、続いてEEXが15%	制度対象者、金融機関、ファンド等 ※ 市場参加者の４割は制度対象者、その他は金融機関、ファンド、投資会社等	排出枠は、「金融商品」として扱われており、現物・デリバティブ取引問わず、金融商品の取引業者・仲介業者としての業・行為規制が及ぶ。	排出枠は、「金融商品」としてMAR（Market Abuse Regulation）により相場操縦、インサイダー取引等の不公正取引規制が及ぶ。
K-ETS（韓国）	制度対象者、非制度対象者（外国法人は除く）が開設可能。	KRX ※ 現状、現物取引のみが行われており、デリバティブ取引は行われていないものの、2025年までにデリバティブ取引市場を開設することを検討中。	制度対象者 指定された金融機関等（現在20社超）	現物について、排出枠取引仲介業者になるためには、資本市場法に基づく投資仲介業者であることが必要。	資本市場法に定める規制のうち、相場操縦、不正取引行為の禁止等が一部適用される。
【参考】GX-ETS	GXリーグ参画代表企業	カーボン・クレジット市場（東京証券取引所）	口座を開設している者	特になし	特になし

会計上の論点

会計上の論点についての概要

１．実務対応報告第15号の適用可否

排出量取引の会計処理については、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）が実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（2004年11月公表、2009年６月最終改正。）において整理している。
実務対応報告第15号は、京都メカニズムにおけるクレジットを対象とし、京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上その性格が類似していることから実務対応報告第15号の考え方を斟酌し会計処理を行うものとしている。また、試行排出量取引スキームにおいて無償で取得する排出枠の取扱いも明確化している。
実務対応報告第15号では法的義務を伴う排出量取引制度の場合の会計処理は取り扱っていない。そのため、排出量取引制度の本格稼働に伴い**排出量取引制度への参加が義務化された場合には、当該排出量取引制度における排出量取引が実務対応報告第15号の適用対象となるか否か、改めて検討する必要がある**。

２．実務対応報告第15号を適用する場合の論点

- **排出枠に関する会計処理**
  実務対応報告第15号では、政府から排出枠を無償で取得する場合、当該排出枠の取得時には会計上、取引を認識しないこととされている。一方、**排出枠が法的に財産権としての性質を有するものとして整理され、会計上も資産であると判断された場合、資産の認識及び測定が行われ**、計上時期、計上金額、勘定科目、期末における評価方法、表示及び開示等が論点になる可能性がある。
- **排出量削減義務に関する会計処理**
  実務対応報告第15号では、試行排出量取引スキームにおける会計処理が明示されているが、法的な義務が課されていないことを前提としている。そのため、**排出量取引制度が法的に義務化された場合には、負債の認識・測定や引当金の計上等が新たに論点となる可能性がある**。
- **その他**
  温室効果ガス排出時、排出枠の償却時に関する会計処理等、法的な整理及び具体的な制度設計を踏まえ、さらに検討が必要となる領域が存在する可能性がある。

【再掲】排出量取引制度に関する会計上の取扱い

- 排出枠やカーボン・クレジットの会計上の処理については、既に企業会計基準委員会**「実務対応報告第15号」**で指針が示されているところ、その対象は、**京都メカニズムクレジットが想定**されており、「**京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上、その性格が類似していることから、本実務対応報告の考え方を斟酌し、会計処理を行う**ものとする。なお、本実務対応報告では、**試行排出量取引スキーム（※）において無償で取得する排出枠の取扱いも明確化**している」。
- 2026年度から本格稼働する排出量取引制度を実施するにあたり、**行政法上の論点の考え方によっては、会計上の論点に影響が生じないか**。例えば、排出枠の償却義務が課せられることにより負債を認識する必要があるか（割当時や排出時等に負債の認識は必要か等）。

※　経済産業省・環境省が2008年から実施した企業等が削減目標を設定し、その目標の超過達成分（排出枠）や国内クレジット等の取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組み。

実務対応報告第15号で示されている排出枠を無償で取得する場合の考え方

	無償で取得する場合（試行排出量取引スキーム）	
	事後清算により排出枠を取得する場合	事前交付により排出枠を取得する場合
①排出枠の事前交付時		仕訳なし
②第三者への売却時（各年度の目標達成確認前）（※１）		仮受金その他の未決算勘定として計上する。
③各年度の目標達成確認時	仕訳なし	
④無償で取得した排出枠及びボローイングした排出枠の償却時（※２）	仕訳なし ※ 購入した排出枠の償却時については、原則として「販売費及び一般管理費」の区分に適当な科目で計上する。売上高に対応する商品等の仕入又は製造に要する原価については、「売上原価」又は「製造原価」とする。	
⑤第三者への売却時（通算の目標達成確認前）（※１）	仮受金その他の未決算勘定として計上する。	
⑥スキームに参加する複数年度を通算して目標達成が確実と見込まれた時	②又は⑤で計上した仮受金その他の未決算勘定を利益に振り替える。（※３）	

※１　無償で取得した排出枠の他に、他者から購入した排出枠も保有している場合には、まず他者から購入した排出枠を売却したものとみなす。
※２　無償で取得した排出枠の他に、他者から購入した排出枠も保有している場合には、まず無償で取得した排出枠を償却したものとみなす。
※３　目標未達となる費用が発生する場合には、仮受金その他の未決算勘定を費用の減額に充てる。
（出所）企業会計基準委員会「実務対応報告第15号 排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」から一部加筆

【再掲】市場取引の発展に伴う排出枠の会計上の課題

- 排出枠やカーボン・クレジットの会計上の処理についての考え方を示す**「実務対応報告第15号」**では、「排出クレジット」（カーボン・クレジットを指すと考えられる。）につき、**金融投資**と**事業投資**に分けた上で、**活発に取引がなされる市場が整備されているとはいえない場合**には、時価の変動により利益を得ることを目的としていても金融投資にも該当せず、むしろ企業自らが買い手を見つけ、価格交渉のうえで排出クレジットを引き渡すことによって利益が得られる**事業投資に該当する**としている。
- 他方で、排出クレジットの活発な**取引市場が整備されており、企業が金融投資としての取引を行う場合**には、トレーディング目的で保有する棚卸資産として、**時価をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理する**こととなる。
- 今後、排出量取引制度で取引市場が整備されていくことが想定されるが、**上記の考え方は排出枠についても妥当するか**。また、**取引市場の整備された状態とは、どういった状態を指すと考えるべきか**。

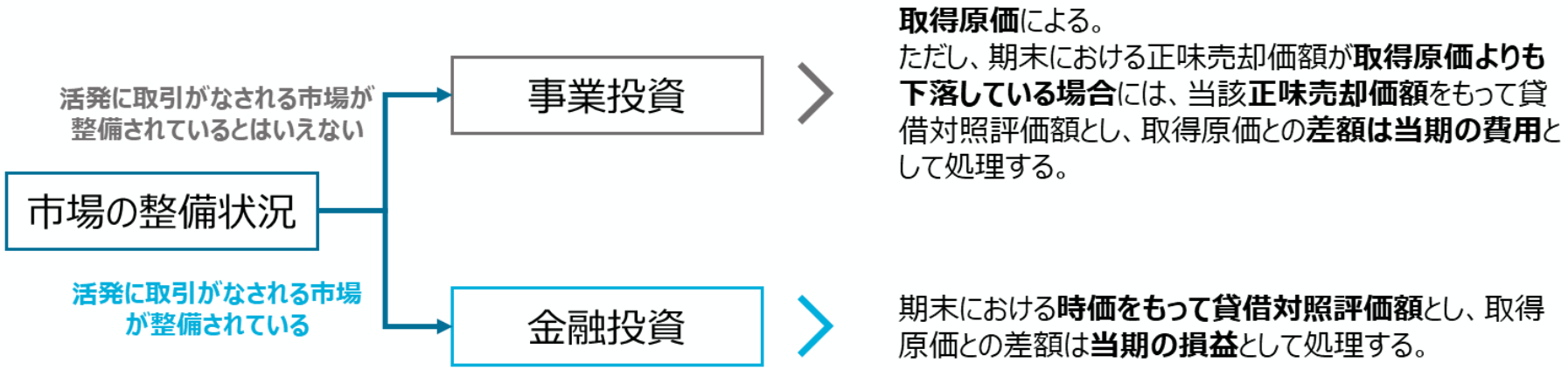

※ 時価の変動による利益を得ることを目的とする場合における会計処理を想定